

とっとり農業会議情報

第35号
発行：平成26年1月28日
編集：鳥取県農業会議

主 内 容

- ◇ 「とっとり伝統農地」を募集中（2月20日まで） 2頁
- ◇ 農業共済組合推薦選任委員の失職と新たな選任手続き 2頁
- ◇ **農政対策ニュース** 新たな農業・農村政策「4つの改革の概要」 3頁
- ◇ にちなん農家楽セミナーを開催（12月12日 日南町） 4頁

平成25年度全国農業委員会会長代表者集会に参加（12月5日）

全国農業委員会会長代表者集会が12月5日、東京都内の日比谷公会堂で開催され、全国から農業委員会の会長代表者ら約1500人が参加した。

農地中間管理機構の効果的な運用の確保やTPPの国会決議の絶対順守を求める4つの決議案を満場一致の拍手で採択。

本県からも農業会議の川上一郎会長や11市町村の農業委員会会長らが出席。集会後には自民党の石破幹事長をはじめ本県選出国會議員に要請を行った。



石破幹事長に要請する川上会長と本県の会長代表者のみなさん

要請を受けた石破幹事長はTPPについて、「国会決議を守るように努め、守れない場合は脱退する。ただ、脱退すると政府がえらいことになるので、ぎりぎりの交渉をしていく」と応えた。

農業者年金加入推進セミナーに本県からも参加（12月4日）

平成25年度農業者年金加入推進セミナーが12月4日、東京都内で全国の受給組織の代表や農業委員ら約700人が参加して開かれ、本県からも鳥取県農業者年金連盟（井上繁美会長）の代表者ら20人が参加した。



当日は講演のほか、加入推進にかける思いや取り組み方法などを紹介した活動事例報告が行われた。

セミナーの最後には、さらなる活動に意欲を燃やし、新規加入者の確保やのうねん倶楽部の組織強化を申し合わせた決議案を採択。終了後には、本県選出国會議員に陳情要請と意見交換を行った。

「とっとり伝統農地」を募集中（2月20日まで）

鳥取県農業会議では、今年度「とっとり伝統農地登録制度」を創設し、現在「とっとり伝統農地」として登録するにふさわしい農地を広く募集している。

農地は、食料生産や災害防止、生態系維持、教育・文化などの多面的な機能を持ち、先人たちの高い精神によって脈々と守り活かされ、受け継がれてきた貴重な資源であるが、近年、グローバル経済の進展とともに、農地の遊休化・希薄化が進み、改めて農地のもつ有形・無形の価値観とその利用のあり方が問われている。



100年の歴史を有する福部砂丘のラッキョウ団地

このため、鳥取県農業委員会系統組織（鳥取県農業会議・市町村農業委員会）は、農地を守り活かす全県運動の一環として、「とっとり伝統農地登録制度」を創設した。生産・景観・福祉・文化・食育など物語性のある農地固有の伝統的価値を登録・公表することによって、農地の機能的価値のすごさを再認識してもらうとともに、県民全体の共有財産として次の世代に継承することを最大の目標にしている。

応募された農地は審査委員会等で選定した後、ファイルブックに登録する。さらに「伝統農地リーフレット」を作成して配布するほか、ホームページなどで紹介していくことにしている。

農業委員会系統組織では、県下の地域や生産グループなどに広く応募を呼びかけている。応募手続きは簡単で、2月20日までに最寄りの市町村農業委員会に申請することが必要。

申請様式等については、鳥取県農業会議のホームページ (<http://www.t-agri.com/kaigi/>) から入手できる。

＝ 農業共済組合推薦の選任農業委員の失職と新たな選任手続き ＝

県内の農業共済組合は今年4月1日に合併します。これに伴い、現在の農業共済組合選任委員は失職となります。また、新たな推薦手続きに当たっては、今年は農業委員統一選挙実施にあたりますので、留意が必要です。

- 農業委員会等に関する法律（以下「法」という）第15条の規定に基づき、選任委員は選挙による委員の任期満了日（境港市、北栄町、日南町、日野町を除き、平成26年7月19日まで）まで在任する。
- 選任委員はその推薦母体である農業団体が推薦母体としての同一性を失うに至った場合（解散、新設合併、吸収合併の場合の被吸収団体等）には、法第15条第5項の規定が適用され、理事として間断なく選任されたとしても選任委員の職を失うこととなる。

《推薦等のスケジュール》

- ①H26.3.31 全市町村農業委員会の農業共済組合の推薦選任委員在任最終日
- ②H26.4.1 以降 新組合による推薦・選任委員の任期が始まる
- ③H26.7.19 15市町村（境港市、北栄町、日南町、日野町を除く）の全ての農業委員の任期満了日
- ④H26.7.20 以降 改めて推薦・選任された委員及び選挙委員の任期が始まる

農政対策ニュース

新たな農業・農村政策として次の4つの改革が始まります！

改革の概要

〈関連制度(25年度予算)〉

〈制度見直しのポイントと26年度予算案〉

I	農地中間管理機構	農地中間管理機構関連予算 【H25予算：-円】 【H25補正予算：400億円】	農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備。 農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用を最適化。 【H26予算：305億円】	
		II	経営所得安定対策の見直し	畑作物の直接支払交付金(ゲタ) 【H25予算：2,123億円】
米・畑作物の収入影響緩和対策(ナラシ) 【H25予算：724億円(H24年産分)】	26年産は現行どおり実施(別途、ナラシの非加入者に対する影響緩和対策を実施) 【H26予算：751億円(H25年産分)】	27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)		
米の直接支払交付金(1.5万円/10a) 【H25予算：1,613億円】	・26年産米から単価を7,500円/10aに削減 ・29年産米までの時限措置(30年産から廃止)【H26予算：806億円】			
米価変動補填交付金 【H25予算：84億円(H24年産分)】	26年産から廃止 【H26予算：200億円(H25年産分)】			
III	水田フル活用と米政策の見直し	水田活用の直接支払交付金 【H25予算：2,517億円(うち産地資金539億円)】	・26年産から飼料用米等への数量払いの導入(上限値10.5万円) ・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充 【H26予算：2,770億円(うち産地交付金804億円)】	
		米政策	水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。	
IV	日本型直接支払制度の創設	農地・水保全管理支払 【H25予算：282億円】	26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づく措置として実施 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設 ①「農地維持支払」として、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する新たな支払を創設 ②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援 【H26予算：483億円】	
		中山間地域等直接支払 【H25予算：285億円】 環境保全型農業直接支援 【H25予算：26億円】	基本的枠組みを維持しつつ継続 ・中山間地域等直接支払【H26予算：285億円】 ・環境保全型農業直接支援【H26予算：26億円】	

資料：農林水産省ホームページから引用

にちなん農家楽セミナーを開催(12月12日 日南町)



日南町農業委員会は昨年12月12日、町農業者年金友の会等と共催により食育をテーマとした「にちなん農家楽セミナー」を開催した。このセミナーは農地の有効利用や高付加価値農業の推進など、農業者の関心の高いテーマを取り上げ、町の農業振興につなげようと1昨年から開催しているもの。当日は悪天候となったが、会場は満席となり、町民の関心の高さが伺えた。

セミナーでは、鳥取県農業会議の川上一郎会長が「免疫力を高める『食と健康』」と題して講演。免疫力を高める食物や食事法、知識ではなく五感で自ら感じとれるような食育・食農教育の重要性などについて、分かりやすく持論を展開した。主催した町農業委員会事務局は「日本人が誇る和食の価値を再認識した。私たちの生活において最も身近な「食」を見直す良いきっかけとなった。」と話していた。

< 常任会議員会議だより >

第9回常任会議員会議(平成25年12月20日開催)

議 事 ・農地法第4条諮問答申 7件 3,655㎡
 ・農地法第5条諮問答申 23件 12,928㎡

協議報告 ○全国農業委員会会長代表者集会について

講 話 ○農事組合法人灘手東部の取組について

(講師)農事組合法人灘手東部 代表理事 石田繁幸氏

第10回常任会議員会議(平成26年1月28日開催)

議 事 ・農地法第4条諮問答申 1件 30㎡
 ・農地法第5条諮問答申 16件 28,029㎡

協議報告 ○農委の改革に向けた組織討議と意見集約(アンケート)について

○平成26年度農委等関係予算の概要及び新たな農業・農村政策について

農業会議関係会議等予定(平成26年2月~26年3月)

2月 4日(火) 農業会議事務局長会議(東京都)	3月 5日(水) 女性農業委員活動推進シンポジウム(東京都)
6日(木) 中四ブロック稲作経営者現地研究会(米子市)	13日(木) とっとり伝統農地審査会(未定)
17日(月) 農業委員会会長・事務局長会議(水明荘)	
20日(木) 農業委員会職員研修会(水明荘)	27日(木) 第12回常任会議員会議(白兔会館)
21日(金) 農地白書作成研修会(農業大学校)	第88回本会通常総会(白兔会館)
28日(金) 第11回常任会議員会議(ホープスターとっとり)	

【編集後記】

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、農地中間管理機構関連2法が昨年12月5日、法案を一部修正、附帯決議と併せて可決成立いたしました。いよいよ4月から新たな農地制度が、従前の制度と一緒に運用されます。農地中間管理事業法では「農業者等による協議の場の設定」を追加されました。これは「人・農地プラン」、「地域」の重要性を国会が認識されたものです。こうした中、農業委員会系統組織は役割を明確にし、中間管理機構をはじめ、市町村部局、農業団体と連携し、現場で制度がうまく運用されるようにしなければなりません。今後、農業委員会として注目されているところです。

併せて、規制改革会議等が出された農業委員会制度の見直しについても議論され、本年6月には取りまとめることとされています。全国農業会議所では、農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議のため、意見集約(アンケート)を実施することとしております。今後、国民の理解を得るべく、自らの改革と実行が求められています。関係各位の皆様にも御協力よろしくお願ひ申し上げます。(Y.K)